

第2回墨田区介護保険事業運営協議会 議事要旨

日 時 令和5年11月6日（月）午後1時30分から（午後3時00分終了）

場 所 区役所12階 122会議室

1. 開会
2. 墨田区高齢者福祉総合計画・第9期介護保険事業計画 中間のまとめ（案）
【資料1】【資料2】
3. 令和5年度第1回墨田区地域包括支援センター運営協議会報告【資料3】
4. 令和5年度第1回墨田区介護保険地域密着型サービス運営委員会報告【資料4】
5. 閉会

【配布資料】

【資料1】 墨田区高齢者福祉総合計画・第9期介護保険事業計画 中間のまとめ（案）

【資料2】 墨田区高齢者福祉総合計画・第9期介護保険事業計画 今後のスケジュール

【資料3】 令和5年度第1回墨田区地域包括支援センター運営協議会議事要旨

【資料4】 令和5年度第1回墨田区介護保険地域密着型サービス運営委員会議事要旨

第2回墨田区介護保険事業運営協議会 出席者

【委員】

氏 名	所属・役職	出欠	参加方法
◎和 気 康 太	明治学院大学	出席	会場
○鏡 諭	法政大学大学院	出席	オンライン
成 玉 恵	千葉県立保健医療大学	欠席	—
山 室 学	墨田区医師会	出席	オンライン
岩 崎 洋 子	東京都本所歯科医師会	出席	オンライン
北 總 光 生	東京都向島歯科医師会	出席	オンライン
関 谷 恒 子	墨田区薬剤師会	出席	オンライン
堀田 富士子	東京都リハビリテーション病院	出席	オンライン
鎌形 由美子	墨田区民生委員・児童委員協議会	欠席	—
大 滝 信 一	墨田区社会福祉事業団	出席	オンライン
前 田 恵 子	墨田区社会福祉協議会	出席	オンライン
岩 田 尚 明	墨田区特別養護老人ホーム施設長会	出席	オンライン
○安 藤 朝 規	弁護士（墨田区法律相談員）	出席	オンライン
庄 司 道 子	墨田区障害者団体連合会	欠席	—
沼 田 典 之	墨田区老人クラブ連合会	欠席	—
北村 嘉津美	町会・自治会	出席	会場
佐 藤 令 二	墨田区介護サービス相談員連絡会	出席	会場
濱 田 康 子	すみだケアマネジャー連絡会	出席	オンライン
小 谷 庸 夫	墨田区訪問介護事業者連絡会	出席	オンライン
佐 藤 和 信	第1号被保険者	出席	会場
村 山 厚 子	第1号被保険者	出席	オンライン
福 島 洋 子	第2号被保険者	出席	オンライン
杉 下 由 行	墨田区保健衛生担当部長	欠席	—
関 口 芳 正	墨田区福祉保健部長	出席	会場

◎会長 ○副会長

【事務局】	北野 亘	介護保険課長
	瀬戸 正徳	高齢者福祉課長
	清水 洋平	副参事（地域包括ケア推進担当）
	田中 雅美	介護保険課管理・計画担当主査
	細谷 瑞真	介護保険課管理・計画担当主査
	高原 昌幸	介護保険課認定・調査担当主査
	応矢 裕二	介護保険課資格・保険料担当主査
	田中 美由紀	介護保険課資格・保険料担当主査
	立野 真宏	介護保険課給付・事業者担当主査
	中島 応治	高齢者福祉課支援係長
	嘉瀬 健人	高齢者福祉課支援係主査
	石下 貴之	高齢者福祉課相談係長
	鈴木 真理	高齢者福祉課相談係主査
	高嶋 秀夫	高齢者福祉課地域支援係長
	會田 光穂	高齢者福祉課地域支援係主査
	村瀬 洋太	高齢者福祉課地域支援係主査
	田部谷 友基	高齢者福祉課地域支援係主査
	中山 明	高齢者福祉課支援係主事
	杉田 貴幸	介護保険課管理・計画担当主事
	田中 友和	介護保険課管理・計画担当主事
	佐伯 真理子	介護保険課管理・計画担当主事

1. 開会

(事務局) 開会に先立ち、事務局から連絡事項をお伝えする。

-事務局からオンライン会議形式における注意事項等について説明-

(事務局) 本日は5名の委員が欠席である。
本日の傍聴希望者は1名である。
このほか、次期計画策定に係るコンサルティング業務を委託している株式会社ナレッジ・マネジメント・ケア研究所の職員が同席している。続いて、配布資料の確認する。

-事務局から資料の確認-

(事務局) なお、この協議会は議事録作成のため録音をさせていただくので、御了承願う。
それでは、会長に議事進行をお願いします。
(会長) これより、令和5年度第2回墨田区介護保険事業運営協議会を開会する。

2. 墨田区高齢者福祉総合計画・第9期介護保険事業計画 中間のまとめ(案)について 【資料1】【資料2】

-事務局から【資料1】(第1章から第3章)について説明-

(会長) ただいまの説明で、意見や質問等があればお願いします。
(A副会長) まず1点目、第2章4(2)①「■総合事業の利用者数の推移」について、令和2年度から令和4年度にかけて、通所型サービスAはだんだん少なくなり、通所型サービスCは変化がなく、従前型サービスの利用状況が圧倒的に多くなっているが、区としてこの実績をどのように考えているのか。
また、第2章4(2)④カ「利用している介護保険サービス以外の支援・サービス」について、『掃除・洗濯』が一番多くなっているが、掃除・洗濯は介護保険サービスの中心的なものかと思うが、なぜ介護保険以外のサービスとして挙げられているのか。
それから、第2章4(2)⑤カ「人材の確保・育成や早期離職防止と定着促進のために必要と考えられる支援策」について、約7割の事業所が『処遇改善のための助成』を希望しているが、区としての改善策はあるのか。
(事務局) まず1点目の総合事業の利用状況について、通所型サービスAは実績が減っているということだったが、墨田区の通所型サービスAは

食事や風呂の提供がないため、利用率が伸びないのではないかと考える。一方で、従前相当のサービスについては、サービスが維持されているため、利用される方が多いのではないかと分析している。

また、2点目の介護保険サービス以外のサービスで一番多くなっている『掃除・洗濯』について、介護保険サービスで適用となるのは要介護者本人に係る部分であるが、ご家族も含めた掃除・洗濯などの、保険適用外と保険適用内のヘルパー業務を併せて活用されているのではないかと考える。

最後に、処遇改善のための助成については、介護報酬に係る部分は国の報酬に基づいて実施するべきだと考えている。処遇改善加算については、事業所から計画書と実績報告書を提出していただき、確実に介護職員に還元されるよう、しっかりと区で確認している。

(会長) 第2章 4(2)⑤「介護事業所の実態」について、職員の過不足の状況が『充足している』と回答した事業所が、令和元年度が29.9%だったのに対し、令和4年度が37.3%と数値が伸びているが、区の政策が効いているということか。

(事務局) 政策が効いている部分もあるが、本調査は悉皆調査であり、全事業所に回答を依頼しているものの100%の回答率ではないため、回答した事業所が令和元年度と令和4年度とでは若干異なることによる要因もある。ただ、訪問介護事業所連絡会やケアマネ連絡会において現場の声を聞く中で、職員が不足しているという声は未だに強く聞いているため、手を緩めることなく、引き続き介護人材対策について力を入れていかなければいけないと考える。

(B 委員) 第2章 4(2)④ウ「働きながらの介護の継続性」について、働きながらの介護の継続性の困難さが数字に表れているが、具体的にどのようなことが困難さを与えているのかという記載は、同ページ内(第2章 4(2)④エ)「仕事と介護の両立支援策」で、どのような策を希望しているのかという観点から読み取るということで理解すればいいのか。

(事務局) 仕事と介護の両立というのは、随分前から課題としている。仕事と介護の両立支援策において、『介護休業・介護休暇等の制度の充実』が一番高い割合となっているが、いわゆる介護離職の防止として、東京都の産業労働局では介護休暇を従業員に取りやすくする仕組みづくりの支援が展開されているので、そちらと合わせて、仕事と介護の両立支援事業に繋げていく必要があると考える。

(C 委員) 第2章 4(2)⑤オ「職員の在籍・離職状況」について、在職者数及び退職者を見ると作業療法士、理学療法士のいずれも、短い期間での退職者が多く、リハビリテーションの業界においては、職員の質の確保が課題となっている。これらの専門職は増えているものの、病院などの現場においては、賃金や処遇といったことも関係するのか、短期間

で他の病院や他事業所への転職するケースが相次いでいる。現場のノウハウの蓄積や業務の安定性等の問題が発生することもある。介護の現場における課題・問題及びその要因・対策等について、伺いたい。

(事務局)

介護職員の質の確保は課題であり、その対策として、区は質の向上と定着促進に取り組んでいる。質の向上としては、各種資格の取得や研修の助成を行い、職員のスキルアップ等を図っている。この質の向上は職員の定着を促進するという面もあり、例えば資格取得等は処遇改善の要件となることにより、本人の給与等が上がり、定着促進の一助となっている。

作業療法士や理学療法士については、介護保険課において交流する機会が少なく、その実態等を把握していないため、今後これらの職種を含め様々な職種の現場の声を聞き、定着促進について区は何ができるのかを考えていかなければならない。

(会長)

早期離職については、その専門職が他業界へ行くのか同じ業界内で留まるかによって、問題であるかどうかを考える必要がある。近年、従来の終身雇用の考えから、同じ業界の中で転職を繰り返し、自身のスキルアップや給料等の処遇改善を図るといったように、雇用や労働の形が多様化してきている。第2章4(2)⑤オ「職員の在籍・離職状況」における在籍年数別退職者数の表において、在職年数や退職者数の数字だけ見ると好ましくない現象が起きているように思われるが、同じ業界で転職し業界内に留まっているということであれば、業界全体として見ると問題はないと考える。他の業界に転職し、業界としての専門職の数が減ることが問題であり、その辺りのことをどう分析するかが課題ではないかと思う。

(D 委員)

第2章4(2)⑤ア「職員の過不足の状況」について、職員が不足している割合が多く見受けられる。墨田区介護サービス相談員事業において、認知症高齢者グループホームや特別養護老人ホーム、有料老人ホーム等を訪問することがあるが、訪問した認知症高齢者グループホームでは入所者に対して職員が十分に配置されていたが、特別養護老人ホームではワンフロアに2人ないしは3人ぐらいの職員しかおらず、利用者に対して十分な対応やサービスを提供ができるのか疑問に思った。区として職員不足の改善に繋がるような対策を考えてほしい。

(事務局)

施設介護は原則、利用者3人に対して介護職員1人という配置基準があるが、常時3対1でなければいけないというわけではなく、若干手薄になる時間帯もあれば、忙しい時間帯は職員を多く配置することもある。

認知症高齢者グループホームは特別養護老人ホームと比べて歩き回ることができる利用者が入所している傾向にあり、安全配慮の観点から、ある程度常に人を配置しておく運営がされている。特別養護老人ホームや有料老人ホーム等の東京都が指定する施設は、定期的に東

京都の監査が入っており、人員配置の基準は守られていると考えている。

地域密着型サービス施設についても、厚生課が定期的に指導監査を行っているため人員配置は確認している。

-事務局から【資料1】(第4章から第7章)について説明-

- (会長) ただいまの説明で、意見や質問等があればお願いしたい。
- (A 副会長) 第5章2「介護サービスの充実」のコラム「介護サービス提供事業者の ICT 化と介護支援ロボット」について、国では人材不足解消のための施策として ICT 化を進めているところであるが、小規模な事業所においては、ICT 化に対応できる職員が不足している。国や都は、ICT 化を支援するインストラクターの派遣や ICT 化導入後に事業が安定するまでの間の財政的な支援等を考えるべきである一方、区としてはどのように考えているのか。
- (事務局) ICT 化や介護ロボットの導入は、規模が大きい事業所において大きな効果を発揮することができるが、小規模な事業所では余力がないため導入が難しいという現状は区としても把握している。東京都では介護ロボットや ICT 化の助成制度を整備しているが、現場からすると東京都の補助事業だけでは使いづらく、不足する部分があるため、区は東京都と連携しながら東京都の制度を補完することで事業者支援に取り組んでいきたい。
- (D 委員) 第6章2(3)「施設サービス」について、特別養護老人ホームを2施設閉鎖し新たに1施設作ることで、特別養護老人ホーム全体の定員は差し引き72名増となるが、今後10年程度はこの定員のままでいくのか。
- (事務局) 本計画書に記載しているのは、特別養護老人ホームの整備計画は今後10年といった長期的な整備計画ではなく、第9期計画中(令和6年度～令和8年度)での整備計画である。
- (D 委員) 新型コロナウイルス感染症の影響で多くのデイサービス等の事業所が閉鎖されており、事業所によっては再開するのが難しい一方で、利用者からは再度利用していた事業所に通いたいという声も聞いている。現在、新型コロナウイルス感染症は落ち着きつつあるが、デイサービスの利用状況はどのような傾向にあるのか教えて欲しい。
- (事務局) デイサービスについて、コロナ禍では集団感染を恐れ、利用を控えるという流れがあり、利用者は訪問介護等に切り替えるという動きがあった。現在、新型コロナウイルス感染症の扱いが2類相当から5類へ移行したものの、デイサービスの利用状況は以前のような状態には戻ってはいないと認識しているが、ここ数か月ではあるが、デイサービスの給付実績をみると回復の兆しがあるように思われる。

-事務局から【資料2】について説明-

3. 令和5年度第1回墨田区地域包括支援センター運営協議会報告

-地域包括支援センター運営協議会会長から【資料3】について説明-

4. 令和5年度第1回墨田区介護保険地域密着型サービス運営委員会報告

-介護保険地域密着型サービス運営委員会委員長から【資料4】について説明-

5. 閉会

(会長)

以上で、令和5年度第2回墨田区介護保険事業運営協議会を閉会する。